主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人瀬沼忠夫の上告理由について。

本件第三建物は、第二建物の一部の貸借人Dが昭和三三年以前に自己の費用で第 二建物の屋上に構築したもので、その構造は、四畳半の部屋と押入各一箇からなり、 外部への出入りは、第二建物内の六畳間の中にある梯子段を使用するほか方法がな いものであることは、原審が適法に確定した事実である。そうとすれば、第三建物 は、既存の第二建物の上に増築された二階部分であり、その構造の一部を成すもの で、それ自体では取引上の独立性を有せず、建物の区分所有権の対象たる部分には あたらないといわなければならず、たとえDが第三建物を構築するについて右第二 建物の一部の賃貸人Eの承諾を受けたとしても、民法二四二条但書の適用はないも のと解するのが相当であり、その所有権は構築当初から第二建物の所有者Eに属し たものといわなければならない。そして、第三建物についてDの相続人らであるF ら名義の所有権保存登記がされていても、このことは右判断を左右するものではな い。したがつて、第三建物がDによつて構築されたことをもつて、他に特段の事情 の存しないかぎり、その敷地にあたる部分の賃借権が同人に譲渡または転貸された ことを認めることができないものといわなければならず、右譲渡転貸の事実を認め ることができないとした原判決の判断は相当である。原判決には所論の違法はなく、 論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷